

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

四季の彩りに風薫るひかりの郷“日光”活性化計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、日光市

## 3 地域再生計画の区域

日光市の全域

## 4 地域再生計画の目標

平成 18 年 3 月 20 日に日光市、旧今市市、旧上都賀郡足尾町、旧塩谷郡藤原町及び旧塩谷郡栗山村の 5 市町村が合併し、日光市が誕生した。この地域は、江戸時代にその大部分が日光神領としてひとつの文化圏を形成するなど、日光と深いつながりを持ちながら発展してきた地域である。

本市は、栃木県の北西部に位置し、総面積が県土の約 4 分の 1 を占め、全国でも有数の面積を誇る自治体となり、日光国立公園に代表される自然環境の豊かな地域である。また、世界遺産に登録された「日光の社寺」、「日光杉並木街道」などの歴史・文化遺産や、随所に湧出する温泉などの観光資源にも恵まれ、地域振興に重要な役割を果たしてきた。

「四季の彩りに風薫るひかりの郷“日光”活性化計画」という地域再生計画の名称は、本市のまちづくりのテーマでもあり、四季折々の多彩な自然、古の風が薫る歴史、観光業を中心とした産業のひかりが一体となったまちづくりを推進するという新市の将来像をイメージしたものである。

近年、本市の主要産業である観光業は、全国的に有名な観光地が多数ありながらも、昨今の経済状況・観光ニーズの変化などに伴い、観光入込客数が減少するなど深刻な問題に直面している。かつての活力を取り戻し、魅力あるまちづくりを展開していくために、日光の社寺・門前町・鬼怒川温泉を観光拠点として位置づけ、地域住民と行政が一体となり、地域にあった都市景観を創造していくことが求められている。

その一方で、観光シーズンともなれば、主要幹線道路である一般国道 119 号・121 号は大渋滞となり、歩行者や緊急車両等の通行に支障をきたすなど、市民生活を脅かしているのも現状である。地域住民の安全を確保し、観光拠点を広域的に連携する道路の整備が必要とされている。

また、山間地域においては、中心市街地との生活利便性の格差、農林業の担い手不足等の理由から、少子高齢化が急速に進行しており、地域社会の深刻な問題となっている。山間地域は、貴重な地域文化・伝統的な生活様式を継承し、また自然環境の保全など公益的な機能も有している。その機能を十分に発揮するために、道路ネットワークをはじめとした生活基盤の整備を推進し、地域社会の発展を図り、定住を促進することが急務の課題である。

このようなことから、自然と歴史と産業が響きあう、「四季の彩りに風薫るひかりの郷“日光”」の実現のために、地域の再生計画を策定することとする。

具体的な施策として、日光市門前町、鬼怒川温泉地区等の観光拠点を、自然・歴史・文化等の環境保全と都市機能の調和に配慮しながら、総合的に整備するとともに、各地域を広域的かつ効率的に結ぶ道路ネットワークの整備を推進していくこととし、地元観光協会と連携を図りながら観光客の増加を図ることを目標とする。

(目標 1) 観光拠点、市道整備による、各地域間のアクセス強化、移動時間の短縮、渋滞の解消 (各地域間の連絡時間を 5 分短縮)

(目標 2) 観光拠点、市道整備による、観光客の増加 (従前値の 5%増)

(目標 3) 林道整備による、自然環境の保全、所要時間の短縮  
(各地域間の連絡時間を 5 分短縮)

(目標 4) 林道整備による災害発生未然防止

(平成 22 年度以降の林道法面崩落等による通行止日数の 10%削減)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市のまちづくりを推進するためには、市街地の活性化を図るとともに、各地域間の道路ネットワークを改善し、一体感を醸成していくことが急務の課題であるため、以下の事業を総合的に実施し、魅力あるまちづくりを展開することとする。

観光拠点と主要幹線道路を結ぶ市道の改良及び補修を実施することにより、安全で効率的な道路ネットワークを構築し、各地域間のアクセス強化、渋滞の緩和、道路交通の安全の確保を図る。

また、各地域を結ぶ林道を改良・舗装することにより、山間地域と中心市街地間のアクセスを強化し、自然環境の保全、地域産業の振興を図る。

さらに、中心市街地においては、日光門前町地区と鬼怒川温泉地区を観光拠点として位置づけ、バリアフリーによる快適な歩行空間の確保、環境と都市機能が調和した街路整備など、安全かつ快適な都市環境の創造を行い、観光客の増加を図る。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市 道：道路法に規定する市道に認定済み。(S62.3.19～H17.9.30)
- ・林 道：森林法による鬼怒川流域地域森林計画（平成16～25年）に路線を記載。

#### [施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市 道（日光市） 日光市
- ・林 道（日光市） 栃木県 ・ 日光市

#### [事業期間]

- ・市 道（平成18年度～平成22年度）、林道（平成18年度～平成22年度）

#### [整備量及び事業費]

- ・市 道 10.1 km、林道 2.9 km
- ・総事業費 2,431,320 千円（うち交付金 1,212,140 千円）  
（内訳）市 道 2,011,000 千円（うち交付金 1,005,500 千円）  
林 道 420,320 千円（うち交付金 206,640 千円）

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「四季の彩りに風薫るひかりの郷“日光”活性化計画」を達成するため、以下の事業を総合的に行う。

### ①世界遺産「日光の社寺」及び門前町地区（平成18年度～平成22年度）

国際観光地として、バリアフリーによる快適な歩行空間の確保、市街地のイメージを高めるための街並景観の醸成、大規模駐車場の確保、一般国道119号を補完する市道整備等を推進し、自然・歴史・文化等の環境保全と都市機能の調和に配慮した街路の整備を図り、世界の日光として快適かつ安全な都市景観を創造する。平成18年度の採択を目指し、申請中である。

### ②鬼怒川温泉地区（藤原町、平成16年度～平成20年度）

鬼怒川温泉の玄関口として、交通交流広場の再整備と宿泊施設を含む中心市街地や観光施設に誘導する市道の再整備を通し、快適かつ安全な回遊ネットワークを確保し、鬼怒川温泉らしいにぎわいと景観を創出する。平成16年度より交付決定を受け、都市再生整備計画のもと進行中である。

**6 計画期間**

平成 18 年度～平成 22 年度

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

日光市が、4 に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表を行う。

**8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

該当なし